

## 平成 29 年 1 月 農業委員会定例会議事録

日時	平成 29 年 1 月 20 日 (金) 午後 1 時 30 分～
場所	寒川農村環境改善センター  議事録署名委員の指名について
日程第 1	諸報告
日程第 2	農地法第 3 条に基づく申請審議について (会長提出議案第 1 号～8 号)
日程第 3	非農地証明願いについて (会長提出議案第 9 号～10 号)
日程第 4	農地法第 4 条に基づく申請審議について (会長提出議案第 11 号～13 号)
日程第 5	農地法第 5 条に基づく事業計画変更の申請審議について (会長提出議案第 14 号)
日程第 6	農地法第 5 条に基づく申請審議について (会長提出議案第 15 号～20 号)
日程第 7	農用地利用集積計画の審議について (会長提出議案第 21 号)
日程第 8	農業経営改善計画の審査について (会長提出議案第 22 号)
日程第 9	その他
出席委員	1 塚原信雄 2 佐藤恭一 3 松岡 勝 4 新田秀雄 5 半田祐規 6 小川義洋 7 芳竹和政 8 石川智治 10 小松啓一 11 山津敬治 12 蓮井ツ子 13 行梅義照 14 楠 豊 15 菊川仁美 16 真部徳夫 17 砂川喜久男 18 小林憲一 19 野崎正博 21 大山博美 22 山田茂樹 23 田中好秋 24 蓮池秋男 25 鈴木登美雄 26 田中健次郎 27 廣瀬良一 28 有馬 守 29 大塚ノ子 30 植松文士 31 真部 茂 32 村瀬 昭 33 笠井修一 34 十川隆行 35 寒川 巧 (第 3 小委員長) 36 岩崎治樹 (会長職務代理者) 37 松原俊幸 (会長)
欠席委員	9 山根義夫 20 近藤 勉
事務局	藤井浩局長、山下智資課長補佐、佐藤仁美副主幹
傍聴者	無
※参考	平成 29 年 1 月 13 日 (金) さぬき市農業委員会小委員会

議長（会長） では、ご案内を申しあげました平成29年1月農業委員会定例会の定刻がまいましたので、はじめたいと思います。改めまして、おめでとうございます。本日は、体感が非常に寒いところ、足元の悪いところ、ご出席いただきましてありがとうございます。アメリカでは、トランプさんの政権交代とか、また、韓国でも大変揉めているところが世界状況で、TPPにつきましても5年数ヶ月かけて交渉しておりましたのが、一瞬にてどうなっていくのか、わからない状態のようでございますが、いかがになることでしょうか。本日の皆様にお集まり願いました1月定例会でございますが、後、7ヶ月後6回の会議をもちまして現在の任期が終わるようになっておりますが、次の後任者に認定農業者5割以上大変厳しい条件を課せられておりますが、次の方をご推薦いただきまして、次にバトンタッチしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。只今から、1月の定例会を始めたいと思っておりますのでご審議の程よろしくお願い致します。本日の出席は37名中35名の出席で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき過半数の出席ですので成立することを宣言致します。では、議事録の署名ですが私の方から指名させていただきます。それでは29番大塚委員さん、30番植松委員さん、両委員さんよろしくお願ひします。では、本日の日程に沿って進めさせていただきます。

議長（会長） では、事務局より諸報告がありますのでお願ひします。

事務局 農地法第18条第6項に基づく通知について第1号は永小作権の解約、第2号は利用権の中途解約、次に使用貸借終了農地返還通知について第1号、第2号共に利用権の中途解約についての報告

議長（会長） 日程第2 農地法第3条に基づく申請審議について会長提出議案、議案第1号から第8号を議題とし一括上程します。では、事務局の説明を求めます。

事務局 会長提出議案第1、第7、第8号は譲受人の新規就農で●●●と●●●を併せますと下限面積を満たしており、また、権利は●●●●●を伴うものです。農地法第3条許可の要件を満たすものと判断されます。  
議案第2号、第3号、第4号、第5号、第6号は譲受人の●●●●の●●による案件で、経営農地は適切に管理されており下限面積を満たしています。権利は●●●●●を伴うものです。農地法第3条許可の要件を満たすものと判断されます。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。本議案につきましても先日の小委員会で協議しておりますので、小委員長の報告をお願いします。

寒川巧委員 みなさん、こんにちは。新しい年になって初めての農業委員会ということで、



議長（会長）	事務局の説明が終わりました。本議案についても先日小委員会で現地確認等を行っておりますので、小委員長の報告をお願い致します。
寒川巧委員	報告致します。非農地の2件につきましては、それぞれ現地を確認してまいりました。ため池などがありました。事務局より報告ありましたように、まだ、年数が経ってないのではないかと。書類上まだ、不十分ではないだろうか。非農地としては決められないのではないかとということ、皆さんにお諮りしたいということです。もう一つ、●●の●●西側、完全に山林化しております。第9号、第10号ご審議の程よろしく申し上げます。以上です。
議長（会長）	小委員長の報告が終わりました。議案第9号及び議案第10号につきまして質疑等ございましたら発言を認めます。 ございませんか。
議長（会長）	訂正します。第9号は取り下げになっておるそうです。これでいいですか。
寒川巧委員	書類不十分ということで、昭和57年にといい、農地取得後●●●●●以前からということになりますから、その以前から山林化ということは少しおかしい。現況はまだ、十分には山林化はしていないということがあって。
議長（会長）	第9号案件につきましては、如何とり諮ったらよろしいでしょうか。ご審議いただきたいと思えます。取り下げになってないそうです。
山田茂樹委員	私は今回の第3小委員会のメンバーでございまして、私の●●でもありまして、今回については、何度か現地へ運びまして、確認を取らせていただきました。ここに書いておられる昭和57年となっておりますけれども、私の記憶では、●●になって●●●と思ひまして。確認したところ●●●●●に●●があったと。現地を確認した限りでは、雑木が生えているという影響はないような感じで。ですから、●●●●が購入した時、●●●●●に●●して5年程度農業したようです。●●●●につきましては、●●●●在住で●●の方にお勤めになっていた。地元の方の協力を仰ぎながら5年間ぐらい農業されて、その後、現在に至り、放置。農業をしない。5年間ぐらいしかしていない、物件でございます。ここで、非農地にするのはいかなものかということです。
議長（会長）	今後の管理について、どうなるか1つ問題があるかと思ひますけど。皆さんのご意見を聞きたいのですが。
小林憲一委員	この写真を見る限り、今おそらく非農地証明はできないのではないかと。
山田茂樹委員	この非農地証明についてですが、この後をどうするかですが、非農地証明にな

れば5年程度農業されて、やはりやめると。年齢は●●、●●歳、5年前は●●歳ぐらいまでは田んぼをされた。その辺、今回の新規就農では、何人かおられますけれど、そうなるとう当然。ひじょうに難しいのでは。

議長（会長） それは年齢ではないと思います。体力の度合いにあります。

山田茂樹委員 年齢によく似た人が、新規就農させるけど、体力的にその人によって変わるとして。

議長（会長） 地元農業委員さんに委ねますから、結論だしてください。

山田茂樹委員 結論は出ておりますから。

議長（会長） どのように結論出しますか。

山田茂樹委員 非農地証明はできないと。

議長（会長） 反対の方で。●●の農業委員さんは何人おいでる。

委員 横におる。3人おる。

岩崎治樹委員 見送りで。

議長（会長） 3人とも見送り。

小川義洋委員 後の管理をどうの、こうのではなく、現況で判断するのでは。何ができようが、できまいが、何年か後に、また非農地では。

山田茂樹委員 今、非農地証明が出てきて、本人においては農業を作ってはおられない。農業を既にやめる。農地も売っている。もう農業をしないということになっている様です。ただ、こういうことをされると、農業委員会としては、あまりにも農地、農業は、やはり困る。

議長（会長） わかりました。見送りということで、議案第9号を除く第10号につきましては、許可ということで、この第10号につきまして、お諮り致します。この第10号につきましては、異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第10号を原案のとおり認めることと致します。

続きまして、日程第4農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第11号から議案第13号を議題として一括上程致します。事務局からの説明を求めます。

事務局

議案書4ページでございます。農地法第4条に基づく申請審議について。今回の第4条案件は3件あり、面積にして1,395.04㎡3筆でございます。それでは、個別案件の説明を致します。

議案第11号は農地法施行令及び同法施行規則で周辺状況等により第2種農地の判断です。申請内容については、●●●●、無断転用で併せ利用地があります。周辺への影響は無いものと判断されます。申請地は旧●●●の案件で、隣接同意等の調整は整っています。立地基準及び一般基準を満たしたものと判断されます。議案第12号及び第13号案件につきましては、関連性がありますので、一括で説明致します。農地法施行令及び同法施行規則で周辺状況等により第2種農地の判断です。申請内容については、●●●●●●●及び●●●で併せ利用地があります。周辺への影響は無いものと判断されます。申請地は旧●●●の案件です。隣接同意等の調整は整っています。立地基準及び一般基準を満たしたものと判断されます。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。尚、本議案についても、先日の小委員会で現地確認等を行っておりますので、小委員長長の報告を求めます。

寒川巧委員

会長提出議案第11号●●さんについては、無断転用の是正で止むを得ないのかなと思います。それから、第12号、13号については●●●●●●●●ということ、現地確認したら可能かなということでもよろしく審議の方お願いしたらと思います。

議長（会長）

小委員長長の報告が終わりました。議案第11号から議案第13号につきまして質疑等がございましたら発言を認めます。

委員

質疑なし。

議長（会長）

それでは、議案第11号から議案第13号につきましてお諮りします。議案第11号から議案第13号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第11号及び議案第13号について原案のとおり認めることとして香川県に進達致します。

続きまして 日程第5農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について、会長提出議案第14号を議題と致します。事務局からの説明を求めます。

事務局	議案書の5ページでございます。農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議についてですが、議案第14号については、●●●●を行うもので、平成29年8月31日までの6ヶ月間の延長を行うもので、農地法施行令及び同法施行規則で周辺状況等により第1種農地の判断です。権利は●●●●●で、申請地は旧●●●の案件です。
議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。尚、本議案についても先日小委員会で現地確認などを行っております。小委員長の報告をお願いします。
寒川巧委員	ご報告申し上げます。●●●●●●●●●●ですが、工事の遅れで止むを得ないかと思っております。
議長（会長）	小委員長の報告が終わりました。議案第14号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
委員	発言なし。
議長（会長）	それでは、議案第14号につきましてお諮り致します。議案第14号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、原案のとおり認めることとし香川県に進達致します。続きまして、日程第6農地法第5条に基づく申請審議について、会長提出議案第15号及び議案第20号を議題と致し一括上程致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の6ページ目をご覧くださいと思います。審議の前に訂正がございます。議案第18号の建築面積ですが、126.06㎡、126.06㎡に訂正をお願いします。今回の第5号案件は6件あり、面積にして2,916㎡6筆です。それでは、個別案件の説明を致します。 議案第15号は、農地法施行令及び同法施行規則で周辺状況等により第3種農地の判断です。転用目的は●●●●●●●●●●です。権利は●●●●●●●●で、無断転用、併せ利用地があります。申請地は、旧●●●の案件です。 議案第16号は、農地法施行令及び同法施行規則で周辺状況等により第2種農地の判断です。転用目的は●●●●●●●●●●です。権利は●●●●●●●●●●で、併せ利用地があります。申請地は、旧●●●の案件です。 議案第17号は、農地法施行令及び同法施行規則で周辺状況等により第3種農地の判断です。転用目的は●●●●●●●●●●です。権利は●●●●●●●●●●で、無断転用です。申請地は、旧●●●の案件です。





れましたように小川委員さんの議案を除いて40件です。個人が23件、法人が2件、中間管理機構が15件となっております。40件の内新規は28件、再設定が12件で、内賃貸借権は10件、使用貸借権が30件でございます。尚、賃貸借権の内訳と致しまして、現金が8件で1,500円から7,000円、物納が2件となっております。尚、期間は10年が12件、7年10ヶ月が1件、6年が7件、5年が12件、3年が7件、1年2ヶ月が1件となっております。以上です。

議長（会長） 説明が終了致しました。質疑に入ります。尚、本案件につきまして、案件が多く時間が掛かりそうなので、一括して質疑に入りたいと思います。質疑がある場合は整理番号指定の上、ご発言願います。

半田祐規委員 整理番号13番●●●●●ですが、これは●●●●●の●●●●●の所有地と借入地で面積となっている。●●●●●、●●●●●、●●●●●3人別々で農家しているので、面積を分けて表示する方がいいのでは。

議長（会長） 事務局、分かりましたか。

事務局 農家世帯が、一応というか。

半田祐規委員 新規就農は別々で分けてしとると思う。

事務局 3人それぞれ、別々に。

半田祐規委員 はい。

議長（会長） 認定農家、2人とも。

半田祐規委員 ●●●●●が認定。●●●●●も認定新規就農、認定。

議長（会長） 2人とも新規。

事務局 この件につきましては、確認してみます。

議長（会長） 他にございませんか。

委員 質疑なし。

議長（会長） それでは議案第21号について、小川委員さん関係以外の案件について、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	では、原案のとおり認めることと致します。続きまして小川委員の関係議案である整理番号21番の審議に入りますので、小川委員さんの退席を求めます。 (小川委員・・・退席)  では、事務局から説明をお願いします。
事務局	委員さんの議案は、小川委員さんの新規設定が1件となっており、●●●●●●●●となっております。以上です。
議長（会長）	説明が終わりました。質疑等ありませんか。
委員	質疑なし。
議長（会長）	無ければ原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	では、原案のとおり承認致します。退席されている小川委員の再入場を認めます。 (小川委員・・・再入場し着席)
議長（会長）	それでは、ただ今「農用地利用集積計画」が認められましたので、追加議案として「農用地利用配分計画について」を上程したいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。
委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	資料配布するまで暫時休憩と致します。
議長（会長）	再開します。 それでは、会長提出追加議案第1号の「農用地利用配分計画の承認について」を追加提案致します。事務局より説明を求めます。
事務局	農用地利用配分計画29議案について説明致します。貸付先が個人21人、法人8法人で、区域内は個人が17件、法人が8件となっております。設定する権利等については、賃借権が8件、使用貸借権が21件です。期間は10年が17件、7年が1件、6年が10件、3年が1件となっております。利用内容は水稻、野菜が中心となっております。以上です。
議長（会長）	説明が終了致しました。質疑等はありませんでしたら発言を認めます。





議長（会長） 事務局の報告が終わりました。続いて、先日運営委員会を開催しておりますので、運営委員長より、ご報告をお願い致します。

寒川巧委員 去る1月10日13時30分から15時10分まで第7回運営委員会を行っています。その際、話し合った結果をご報告いたします。議題1、委員及び推進委員に関する地区別定数、議題2、新体制移行後の会議の在り方について、議題3、広報への掲載についてです。まず、議題1委員数、第1選挙区農業委員は6名、津田1、志度5、推進委員は10名、津田2、志度が8。第2選挙区農業委員は6名、大川3、寒川3、推進委員は10名、大川6、寒川が4。第3選挙区長尾は、農業委員5名、推進委員8名となっております。以上で、それぞれやっていただくことになっております。議題2、今後の新体制移行後の会議の在り方について、お諮りしております。全体会、定例会が月1回、年12回で、臨時会は必要に応じて、小委員会は地区別で実施すると。各地区の農業委員と推進委員は全体会の時に審査の時には全員が出席。尚、事務局はオブザーバーで。書類が良いのか、これでいいのか、皆さんで決めていくことになるということです。定例会の配布資料は、10日までには農業委員、推進委員には配布するようになる。申請書類は、一応1日に締め切り、審査していくことになる。推進委員については、活動記録を事務局に提出していくことになる。これからは、各規約を決めていくことになります。後、新しい農業委員要件を広報で、このように農業委員会制度が変わるということを広報で宣伝しております。

以上で、運営委員会でそれぞれ審議されたものです。

議長（会長） 有難うございました。

小川義洋委員 事務局も大変かなと思いますが。

事務局 まだ、具体的に決められたものではないのもありますし、お答えは難しいと思います。

議長（会長） 事務局までのご配慮有難うございます。

大塚ノ子委員 運営委員会の報告を次の定例会までに、だいたい、こう決まりましたということ準備していただきたい。

議長（会長） 分かりました。

事務局 運営委員長からもご報告ありましたとおり、本日、広報紙7ページに「農業委員会制度が変わります」と、15ページに「さぬき市賃借料情報」昨年中の主な地域13地区を記載しております。また、来月の小委員会は、来月の2月13日月曜日に

第1小委員会となっておりますので、お時間を見ておいていただきたいと思います。それと、3月に昨年同様、農家相談を運営委員会通じて、ご出席をお願い致します。

議長（会長）

以上を持ちまして、平成29年1月農業委員会定例会を閉会と致します。慎重なるご審議有難うございました。

（15時03分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

- ・農地法第3条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・34名 反対委員・・・・・・0名
  
- ・非農地証明願いについて  
賛成委員・・・・・・34名 反対委員・・・・・・0名
  
- ・農地法第4条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・34名 反対委員・・・・・・0名
  
- ・農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について  
賛成委員・・・・・・34名 反対委員・・・・・・0名
  
- ・農地法第5条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・34名 反対委員・・・・・・0名
  
- ・農用地利用集積計画の審議について  
賛成委員・・・・・・34名 反対委員・・・・・・0名
  
- ・農用地利用配分計画について  
賛成委員・・・・・・34名 反対委員・・・・・・0名
  
- ・農業経営改善計画の審査について  
賛成委員・・・・・・34名 反対委員・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 29番

署名委員 30番

